

議第 8 号

中山市長に猛省を求める決議

上記の決議を京丹後市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、別記のとおり提出する。

京丹後市議会議長 中 野 勝 友 様

令和 8 年 7 月 2 日提出

提出者 京丹後市議会議員 櫻 井 祐 策

賛成者 京丹後市議会議員 田 中 邦 生

(別記)

中山市長に猛省を求める決議

6月定例会において、「議案第80号、京丹後市一般会計補正予算（第2号）の撤回について」を承認した。しかしながら、これは市政の停滞を回避するための極めて特例的な措置にすぎず、市長の一連の手続きや姿勢を容認したものでは断じてない。

そもそも、議会は、市民の厳粛な負託を受けた議決機関であり、その審議権、議決権、および修正権は最大限に尊重されなければならない。

今般、議会が委員会等において真摯に審査を行っている最中に、修正案の可決を見越したかのように議案を撤回し、再提案に及んだ市長の対応は、議会の審議過程を著しく混乱させ、その正当な権能を形骸化させる行為である。

このことは、地方自治の根幹である二元代表制の趣旨を著しく逸脱するもので、断じて看過できない重大な議会軽視であり、極めて遺憾である。

よって、本議会は、市長に対し、今回の事態を厳粛に受け止め、議会に対する姿勢を改めるとともに、厳に猛省を求める。

以上、決議する。

令和8年7月2日

京丹後市議会